

本堂等葬儀使用規定

第1条（目的）

本規定は、本寺院の本堂および書院（以下「本堂等」）の葬儀使用について定め、秩序ある使用を確保することを目的とします。

第2条（使用対象・範囲）

1. 本堂等の葬儀使用は檀家および本寺院が認めた方に限り、葬儀目的のみ許可されます。尚、本堂等での葬儀は、ご遺体が火葬を終えられた後（焼骨）での葬儀に限らせていただきます。
2. 書院については、控室や葬儀後の供養宴（会食等）使用も可能です。

第3条（使用申請）

1. 葬儀使用希望者は事前に住職または寺族へ申し出て、許可を得てください。
2. 使用希望日・故人名・参列人数などの必要事項をお知らせください。

第4条（使用料）

本堂等の葬儀使用料は、1回につき金50,000円とします。

第5条（禁止事項）

1. 施設内での喫煙
2. 許可目的以外での使用
3. 動物の持ち込み（補助犬等を除く）

第6条（使用者責務）

1. 施設・設備の丁寧な取り扱い、破損・汚損時の速やかな報告と指示遵守
2. 書院使用後は清掃・原状回復、ゴミの持ち帰り

第7条（管理権限）

管理責任者は使用目的や使用者の行為が不適切な場合、使用の中止や制限を命じることができます。

第8条（その他）

1. 本規定に定めのない事項は寺院の裁量により決定します。
2. 本規定は必要に応じて改定されます。
3. 本規定は令和8年1月1日より適用します。